

社会福祉法人あいあい福祉会役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あいあい福祉会（以下「法人」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等に関する事項を定める。

(報酬の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。ただし、その場合、公租公課等を控除する。

- (1) 役員等には、評議員会にて決定した内容を支給する。
- (2) 非常勤役員等には、会議に出席した場合または法人から依頼を受けて業務を行なった場合10,000円を支給する。ただし、施設職員が役員の場合は支給しない。
- (3) 本条により支払われる理事および監事報酬の一人あたりの年度内上限額は10万円までとする。

(報酬等の支給方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、職員給与規程第3条に準じた日とする。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出があった時には、それを控除して支給する。

(公表)

第4条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の承認を要する。

(補則)

第6条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

この規程は、令和3年12月2日から施行する。